

第 30 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 11 月 1 日（火） 14: 00～17: 00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階第 1 会議室

3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、
大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

5 概 要

（1）庶務事項

部会長から部会長代理として、廣松委員が指名され、了承を得た。

（2）諮問全体について

平成 25 年 1 月以降に変更が予定されている労働力調査及び平成 24 年に実施される就業構造基本調査の計画等について、総務省政策統括官付統計審査官室から諮問の概要説明がなされた後、総務省統計局（以下「統計局」という。）から補足説明がなされた。

（3）個別論点の審議について

ア 「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえた変更等

（ア） 少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備

少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備に係る調査事項の審議が行われ、

「C 3 前職の離職理由」（就業構造基本調査）の選択肢については、「収入が少なかった」と「労働条件が悪かった」を「労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」に統合する理由を再整理すること

「E 育児・介護の状況」（就業構造基本調査）の設問については、一つ目の設問の「ふだん育児（又は家族の介護）をしていますか」の「ふだん」と、これに続く設問の「この 1 年間に育児休業（又は介護休業）などの制度を利用しましたか」の「この 1 年間」との整合性を再整理すること

とされ、これら以外の変更案は適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

「A 9 就業時間の増減希望」に係る設問の表現等の変更（就業構造基本調査）

・ 選択肢に、例えば「賃金が変わらなければ」等の前提を付すことについては、統計の継

続性や調査票上の選択肢の繁雑さの回避といった観点から、特に設けない方がよいのではないか。

「B9 非就業希望理由」の選択肢の変更（就業構造基本調査）

- ・ 選択肢に殊更に「家事」を設けるのはなぜか。また「家事（出産・育児・介護・看護以外）のため」といった形で括弧書きを設ける必要性は何か。

前回の平成19年調査の結果では、「家事（育児・介護・看護以外）のため」の回答率は5.5%であり、家事が理由となっているケースは決して少なくないと認識している。

家事については、出産、育児等の特定のライフステージに係る家事と、それ以外の一般の家事の二種類が想定され、本事項の選択肢中の「家事」は、後者を想定して設けられているのではないか。

育児、介護等の時期における家事と日常の家事を分けた方が概念的にすっきりすると思われるし、また、配偶関係や年齢、性別とのクロス集計を行えば、どのような種類の家事かについて明らかになるものと考えられる。

「C3 前職の離職理由」の選択肢の変更（就業構造基本調査）

- ・ 変更案では、選択肢のうち「収入が少なかった」と及び「労働条件が悪かった」を統合し、「労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」にすることとしているが、これらは別々の選択肢にすることが適当ではないか。

統合することに異論はないが、括弧書きを設けると回答が「収入が少なかった」ことに引きずられてしまうのではないか。

収入が少ないことは労働条件が悪いことの一つであると認識している。

前回の平成19年調査の選択肢の並びからすれば、「労働条件が悪かった」ことには、例えば職場環境が良くないなど「収入が少なかった」以外の内容が含まれていると考えられる。設問の趣旨や選択肢の軽重等を踏まえ、選択肢を統合する理由を再整理していただきたい。

「E 育児・介護の状況」の追加（就業構造基本調査）

- ・ 一つ目の調査事項に「ふだん育児（又は家族の介護）をしていますか」と「ふだん」がある一方、これに続く調査事項として「この1年間に育児休業（又は介護休業）などの制度を利用しましたか」と「この1年間」にしているが、「ふだん」に対して「この1年間」とした場合、過少評価又は過大評価される可能性があるのではないか。

育児休業等制度の利用状況に関する設問における対象期間については、利用状況の把握として「1週間」では短か過ぎるが、期間をまったく区切らないのも適当ではないため、「この1年間」としたものである。

「この1年間」に限定することには違和感がある。最初の設問中の「ふだん」という文言との整合性を考慮して、「これまでに育児休業などの制度を利用したことがありますか」とすることが考えられるのではないか。

「ふだん」と「この1年間」との整合性に関し、設問のカバーするスパン（対象となる時間的な幅の差違）を含め、再整理していただきたい。

- ・ 育児休業等制度の利用状況に関する設問については、全員が記入することになっており、働いていない人は回答しづらいのではないか。

働いていない人は育児休業等制度の対象外となるため、「利用しなかった」と「利用できなかった」を区別するべきではないかとの意見と思われるが、報告者の就業状態は他の設問やクロス集計により把握できるので、報告者の負担軽減の観点から、本変更案で差し支えないのではないかと考える。

- (イ) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（実労働時間のより適切な把握関係）
社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（実労働時間のより適切な把握関係）
に係る調査事項について審議が行われ、変更案は適当とされた。

主な意見は以下のとおり。

- 「 月末1週間の就業日数」及び「 月間就業日数」の追加（労働力調査基礎調査票）
- ・ 新たに「月末1週間の就業日数」等を追加することの報告者負担について、どのように考えているのか。

これらの調査事項を追加するに当たっては、全体の設問量を考慮して、一部の調査事項を基礎調査票から特定調査票に移動させることにより、報告者負担の増加を抑制している。

- ・ 従来からの調査事項である「月末1週間の就業時間」については、これに正確に回答していただくために、「調査票の記入の仕方」に「おぼえ書き欄」が設けられているが、今回これら調査事項の新設に当たっては、容易に、また正確に報告者に回答していただけるような手段を講じるのか。

今回新たに設ける調査事項については、回答が特に困難であるとは考えていないため、特段の措置を講じることは考えていない。

「A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間」の選択肢の変更（就業構造基本調査）

- ・ 「A5 - (3) 1週間の就業時間」の選択肢の一つとして「35時間～42時間」が設けられているが、ここに回答が集中することが考えられるので、「40時間」で区分・細分化する必要はないか。

当該区分・細分化については、過去の調査結果との時系列確保の観点からは慎重にならざるを得ない。

- ・ 報告者が仕事をしているか否かについては、その日数が年間30日以上か否かが目安とされているのであれば、不完全就業の実態を把握する上で、「A5 - (1) 1年間の就業日数」について、現在の「50日未満」という選択肢を、「30日未満」及び「30日以上50日未満」に細分化する必要はないか。

不完全就業などの分析のためといっても、30日未満と30日以上を敢えて分けるまでの必要性はないのではないかと考えている。

報告者がふだん仕事をしていると認識していれば、日数に関係ないというのであれば、むしろ当該目安をなくした方が良いのではないか。

過去の調査結果との時系列確保や実査上の対応（報告者からの目安の照会への対応）があるため、現状のままとさせていただきたい。

- (ウ) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（有期雇用契約期間の実態把握関係）
社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（有期雇用契約期間の実態把握関係）
に係る調査事項について審議が行われ、次回部会において「1回当たりの雇用契約期間に係る事項」（就業構造基本調査）の選択肢の設定の適否について再検討するため、統計局は他府省等が実施している世帯や個人を対象とした雇用契約期間に係る調査の結果を踏まえ検討・整理することとされ、これ以外の調査事項の変更案は適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

「A1 従業上の地位・雇用形態」の設問の一部（常雇、臨時雇、日雇の別）の削除（就業構造基本調査）

- ・ 従業上の地位・雇用形態については、各調査において同じ区分を用いることは理想ではあるが、各調査が重視する内容に応じて異なることはやむを得ない。また、「常雇」という言葉が分かりにくいことや政策等への活用等を踏まえれば、本変更案でよいのではないか。

「A1の3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」の追加（就業構造基本調査）

- ・ 選択肢のうち「1か月以上1年以下」に回答が集中することが想定されるため、この区分については再度検討が必要と考える。

他府省等が実施している世帯や個人を対象とした雇用契約期間に係る調査の結果を踏まえ検討・整理し、その結果を次回部会で提示していただきたい。

- ・ 選択肢の一つとして「わからない」という選択肢が設けられているが、労働力調査にはそのような選択肢が設けられていない。労働力調査において「わからない」に該当する場合、報告者はどのように回答すればいいのか。

労働力調査では、従業上の地位に係る選択肢（「常雇（無期）」、「常雇（有期）」、「臨時雇」等）の中で該当するところを答えていただくこととなる。なお、労働力調査についても、平成24年就業構造基本調査の結果を踏まえ、選択肢の設定の仕方について検討することとしたい。

イ 統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた変更等

統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた調査事項について審議が行われ、変更案は適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

「A4 非正規雇用に就いた理由」の追加（労働力調査特定調査票）

- ・ 「育児」と「介護」が一つの選択肢とされていることについては、両者を分けることができればより良いとは思うものの、選択肢全体のバランスからいえば、やむを得ない。ただ、非正規雇用を選ばざるを得ない理由をもう少しストレートに求める選択肢にすべきではないか。

統計委員会における統計法施行状況に関する審議結果を踏まえ、本変更案において、不本意型非正規雇用の把握に加え、ワーク・ライフ・バランスの把握の観点からの選択肢も設けているものである。また、他省で実施されている調査を参考に、回答数が多い選択肢を本調査で採用することとした。

- ・ 報告者は、非正規雇用に就いた理由に係る選択肢について、当てはまるもの全てに記入した後、そのうちの主なものに記入する形となっており、理由を幅広く把握できると考えられるので、本変更案でよいのではないか。

6 次回予定

次回部会は、平成23年11月21日（月）（14:00開始予定）に、総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項、結果表に対する意見等及び今回審議されなかった論点について、審議することとされた。